

岐高 47 同期会会則

2008 年 10 月制定
2024 年 10 月現在

第1条 名称

本会は、岐高47同期会と称す。(以下、本会という)

第2条 構成

本会は、昭和47年、県立岐阜高等学校を卒業した者によって構成する。ただし、特別会員を設ける場合がある。

第3条 目的

本会は、会員相互の親睦を図り、かつ、会員のコミュニティの場として寄与することを目的とする。

第4条 会費

本会は原則としてボランティアにて運営され、会費等を定期的に徴収する事はない。必要時があれば、世話人会にて試案を提言し、会員の了承を得るものとする。

第5条 行事

1. 本会の目的遂行のため、定期的な同窓会(親睦会)を開催する。
2. 本会のもとに、会員相互の中で各種分科会を立ち上げ、独自に運営する事ができる。
3. その他必要と思われる行事の遂行は、その都度世話人会で決定し、会員に案内される。

第6条 世話人

1. 本会運営のため適当な人数の世話人を選出する。
2. 世話人は、会員の中から自薦・他薦を問わず選出され、世話人会にて決定し、直近の同窓会(親睦会)にて了承されるものとする。
3. 世話人は、本会の目的に沿って会の行事等を円滑に推進する。
4. 世話人の役職等は定めず、必要な役割は世話人会にて協議の上、適宜分担して運営する。
5. 世話人の任期は5年間とする。但し、再選は妨げない。

第7条 名簿の管理

1. 本会の行事を推進するため、世話人会にて会員の名簿を作成し管理する。
2. 名簿が使われる範囲は以下の通りとし、それ以外の目的には使用しない。
 - 1)本会及び各種分科会が行なう行事。
 - 2)在京岐高47同期会、岐阜高校同窓会との名簿照合。
3. その他の目的が生じた時は、世話人会にて協議の上、会員に周知徹底しなければならない。

第8条 連絡方法

1. 会員への連絡手段として、郵便、電話に加え、既存の giko47 メールリストを使用する。
2. giko47 メールリストは、同窓会等の連絡手段のほか、会員のコミュニティの場として適切に運営されるべく、適当な管理人を置く。管理人の任期、選出方法は、世話人のそれに準ずる。また、メールリストの運営方法、指針等は管理人の合議で決定され、メールリストを通して周知徹底される。

第9条 慶弔

原則、本会においては、会員の慶弔事には関与しないものとする。但し、世話人会が必要と認めた慶弔事項には、協議の上対処する。

第10条 会則の改正

本会会則の改正は、同窓会(親睦会)の承認を受けなければならない。但し、緊急を要する改正は、世話人会にて協議の上実施する。

第 11 条 付 則

1. 本会の改廃は世話人会が発案し、同窓会(親睦会)にて決定する。
2. 本会則は、2008 年(平成 25 年)8 月 16 日をもって実施する。
3. 本会則は、2013 年(平成 25 年)10 月 6 日をもって実施する。
4. 本会則は、2024 年(令和 6 年)9 月 29 日をもって実施する。

同日開催の学年同窓会にて、世話人会のメンバーとして秋田 政数(1),古田 亘(1),水野 暁子(1),今村 徹志(1),伊藤 正直(2),西野 信(5),水野 義之(6),森 大吾(8),高橋(加藤)比佐子(8) の 9 人、名簿の管理人を伊藤 正直(2),西野 信(5),古田 亘(1),水野義之(6),森 大吾(8)の 5 人とすることを承認した。※()は高校 3 年次のクラス

以上